

第3章

弁護士の活動領域の拡がり

伝統的な弁護士のあり方は、裁判所の近くに事務所を設け、主として裁判における代理人・弁護人活動を行い、従として裁判外での個別具体的な事件についての交渉や契約書等のチェックなどを行うものとしてイメージされてきた。現在でも、多くの弁護士にとって法廷活動は業務の中心であるものの、昨今の社会経済情勢の複雑化に伴い派生する多様な法的ニーズに対応するため、弁護士の取り扱う業務分野・領域は広く拡充しつつある。日弁連としては個々の弁護士の活動についていろいろな形で支援をしているが、残念ながらその活動の実態をすべて把握しているわけではない。以下に掲げる各項目については、限定された資料の中でまとめている。

1 組織内弁護士の現状

1. 組織内弁護士数の推移

弁護士活動の多様化にともない、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を活かして活躍する弁護士も増えている。「組織内弁護士」とは、官公署又は公私の団体において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士をいう（弁護士職務基本規程第50条）。

◆組織内弁護士の形態◆

企業内弁護士：企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士（社内弁護士と呼ぶ場合もある）

任期付公務員：法律条例に基づき、中央省庁等や地方公共団体において、任期付きで採用された職員

全国の企業内弁護士数は、2011年6月末日現在で588人、他方、任期付公務員数は、2011年6月1日現在で86人となっている。なお、任期付公務員数については、各省庁、自治体に照会を行った段階では116人であったが、就任に際して弁護士登録を取消している者を除いているため、86人となっている。



- 【注】1. 企業内弁護士数は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。各年の調査年月については、次頁「弁護士会別企業内弁護士数の経年変化」の表参照。
2. 任期付公務員数は、日弁連調べによるもので、調査年月について以下のとおり。
2004年8月、2005年5月、2006年12月、2007年～2011年は6月現在。

2. 企業内弁護士の状況

(1) 弁護士会別企業内弁護士数

弁護士会別の企業内弁護士数の経年変化を見ると、2001年の64人から徐々に増加し、2011年6月現在で588人と、近年、飛躍的に伸びている。2011年を見ると、東京、第一東京、第二東京の東京三会の合計が515人と多く、それ以外の弁護士会の合計は73人となっている。

■ 弁護士会別企業内弁護士数の経年変化 ■

(人)	2001 9月	2002 5月	2003 3月	2004 3月	2005 5月	2006 12月	2007 6月	2008 6月	2009 6月	2010 7月	2011 6月
全国合計	64	79	90	110	122	165	187	267	354	435	588
東京	9	14	15	26	29	46	50	78	123	142	185
第一東京	24	27	28	32	36	53	60	81	99	132	170
第二東京	29	36	41	45	48	51	57	80	92	110	160
〔東京三会合計〕	62	77	84	103	113	150	167	239	314	384	515
福島県	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0
横浜	0	0	0	0	1	2	2	1	1	2	3
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
静岡県	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	2
愛知県	0	0	1	1	0	0	0	1	2	3	6
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
大阪	2	2	3	3	3	6	9	17	20	25	35
兵庫県	0	0	0	0	0	1	2	2	3	3	5
京都	0	0	0	1	2	3	3	1	3	3	5
広島	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	3	3	3	1
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
〔東京以外合計〕	2	2	6	7	9	15	20	28	40	51	73

【注】1. 日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもので、調査月中の変動等による誤差を含む可能性がある。

2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。

3. 対象には株式会社、相互会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等を含む（法科大学院の弁護士教員は含まない）。

(2) 司法修習期別企業内弁護士数

下記表は、司法修習期別の企業内弁護士数を示したものである。60期以降の企業内弁護士数が圧倒的に多くなっている。

■ 修習期別企業内弁護士数

(2011年6月末日現在)

修習期	人数(人)	修習期	人数(人)	修習期	人数(人)	修習期	人数(人)
30期	3	40期	3	50期	14	60期	65
31期	0	41期	4	51期	17	61期	89
32期	0	42期	6	52期	20	62期	71
33期	0	43期	4	53期	16	63期	61
34期	0	44期	6	54期	33		
35期	1	45期	2	55期	19		
36期	1	46期	6	56期	31		
37期	2	47期	9	57期	25		
38期	2	48期	12	58期	15		
39期	6	49期	15	59期	18		
30期台合計	15	40期台合計	67	50期台合計	208	60期台合計	286

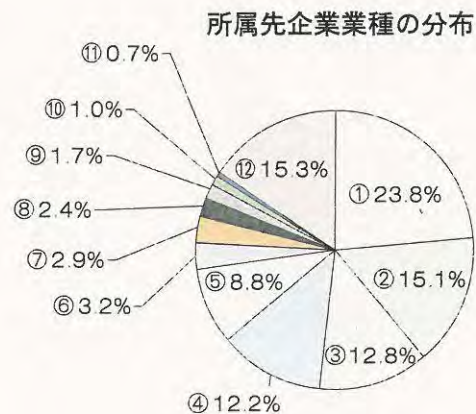
- 【注】1. 日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。
 2. 上記のほか、11期、13期、17期、19期、20期、28期に各1人、29期に2人、未登録が4人いる。
 3. 30期は、1978年に司法修習を終了。60期以降、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(3) 企業内弁護士の所属先企業の業種

企業内弁護士が所属する企業の業種では、証券・商品先物取引業等の金融業が23.8%で最も多く、次いで銀行・保険業の15.1%と金融関係が多い傾向にある。

(2011年6月末日現在)

業種	人数(人)
①証券・商品先物取引業その他金融業等	140
②銀行・保険業	89
③機械・電気・精密機器等メーカー	75
④情報・通信業	72
⑤卸売・小売業	52
⑥サービス業	19
⑦医薬品	17
⑧不動産業	14
⑨サービサー（債権回収会社）	10
⑩建設業	6
⑪陸・海・空運業	4
⑫その他	90
合計	588



- 【注】1. JILA（日本組織内弁護士協会）調べによるデータをもとに、企業内弁護士の所属する業種別に日弁連が集計したものである。
 2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。
 3. その他には、食料品、電気・ガス業、化学、石油・石炭製品、監査法人などが含まれる。

<資料>

別冊NBL No.135

会社法務部【第10次】実態調査の分析報告**<抜粋>****【資料目次】**

<略>

ii) 企業内弁護士

- ◆全体の傾向 18
- ◆資本金別・業種別の分析 18
- ◆弁護士事務所での勤務経験がある企業内弁護士 19
- ◆まとめ 19

iii) 法科大学院修了者 19**iv) 外国の弁護士資格保有者 20**

<略>

IV 弁護士**1. 日本の弁護士資格を持った社員等 102**

- (1) 日本の弁護士会に登録している社員等の在籍の有無と在籍者数 102
- (2) 社内弁護士の採用経緯 105
- (3) 法務部門での日本の弁護士有資格者の採用意欲 106
- (4) 社内弁護士の処遇 109
- (5) 社内弁護士の弁護士会の負担 111
- (6) 社内弁護士の弁護士活動について 113
- (7) 社内弁護士の法務部門での活用 115

2. 海外の弁護士資格を持った社員等 116

- (1) 海外の弁護士資格を持った社員等の在籍の有無と在籍者数 116
- (2) 海外の弁護士資格保有者の採用意欲 118

以上

I 法務部門の構成と法務担当者の位置付け

ii) 企業内弁護士

◆全体の傾向

法務部門に属する日本の弁護士資格を持ついわゆる企業内弁護士は、93社で168人となり、前回（平成17年）調査の32社53人と比べて大幅に増加した。そのうち女性が45社69人で41.3%（167人中）を占め、法務担当者全体に占める女性の比率の26.6%を大きく上回った。また、弁護士事務所の経験者が45.8%（168人中77人）であったことは注目に値しよう。

* 男性・女性の内訳無回答があったため、企業内弁護士の総数168人より少なくなっている。

◆資本金別・業種別の分析

資本金別で、企業内弁護士の所属状況（社数・人員の分布）を見ると、73.2%（168人中123人）が、資本金500億円以上の企業に所属している（対全企業内弁護士比率）。1社に所属する人員で最も多かったのは12人（1社）であった。なお、法務組織別で見ると、1人を除いて、部レベル・課レベルの法務専門部署に所属している。

資本金別の企業内弁護士所属率を比較すると、資本金規模が大きくなるほど所属する比率が高まる。500億円以上1,000億円未満の企業では23.0%（74社中17社）と4分の1弱、1,000億円以上の企業では39.6%（101社中40社）とほぼ4割の企業の法務部門に、弁護士が所属しているという結果になっている。

[企業内弁護士所属状況（資本金別）]

	人員分布（社）							社数			人員	
	1人	2人	3人	4人	5人	7人	12人	社数	企業内弁護士所属率	対全企業内弁護士所属社数比率	人員	対全企業内弁護士比率
5億円未満	4	1						5	5.1%	5.4%	6	3.6%
50億円未満	5							5	2.1%	5.4%	5	3.0%
100億円未満	4							4	2.7%	4.3%	4	2.4%
500億円未満	18	1	2	1				22	8.1%	23.7%	30	17.9%
1,000億円未満	14	1	1		1			17	23.0%	18.3%	24	14.3%
1,000億円以上	20	6	6	2	3	2	1	40	39.6%	43.0%	99	58.9%
全体	65	9	9	3	4	2	1	93	9.9%	100%	168	100%

業種別で見ると、人員分布では製造業（33.9%、168人中57人）と金融業（32.7%、168人中55人）に多く、業種ごとの企業内弁護士所属率では、金融業が31.6%（79社中25社）と他の業種が1割に満たないのに比して目立った結果となっている。

[企業内弁護士所属状況（業種別）]

	人員分布（社）							社数			人員	
	1人	2人	3人	4人	5人	7人	12人	社数	企業内弁護士所属率	対全企業内弁護士所属社数比率	人員	対全企業内弁護士比率
製造業	29	2	5	1	1			38	7.6%	40.9%	57	33.9%
商業	4		1		2		1	8	7.5%	8.6%	29	17.3%
金融業	13	6	1	2	1	2		25	31.6%	26.9%	55	32.7%
サービス業・その他	19	1	2					22	8.7%	23.7%	27	16.1%
全体	65	9	9	3	4	2	1	93	9.9%	100%	168	100%

◆弁護士事務所での勤務経験がある企業内弁護士

弁護士事務所での勤務経験がある企業内弁護士は77人（49社）であった。資本金1,000億円以上の企業（101社）に42人（23社）が所属しており、資本金1,000億円以上の企業の2割強（22.8%）に所属していることになる。また、業種別で所属率を見ると、金融業が16.5%（79社中13社）と平均（5.2%、938社中49社）の3倍程度となっている。

◆まとめ

企業内弁護士の所属は、今のところほぼ資本金規模の大きな企業に限られ、また業種による偏りも見られる。全体からすると法務部門がある企業のうちの約1割（9.9%、938社中93社）、法務担当者全体の中では2.3%（7,193人中168人）にすぎないが、企業内弁護士の所属・採用の動きは確実に広がりつつある。

iii) 法科大学院修了者

日本の法科大学院修了者（弁護士資格保有者を除く）の所属状況は104社129人（うち女性31人）となっており、1社としての最大数は4人である（2社）。資本金別で見ると、企業内弁護士に比べ、人員については規模の大きな企業に集中することなく広がりが見られた。資本金別で法科大学院修了者所属率を比較すると、企業内弁護士と同様、資本金規模が大きいほど比率が高い。なお、日本の法科大学院在学者は13社13人となっている。

法科大学院修了者の所属・採用については、法務部門が深い法律知識を備えた人材を求める動向（問54）から、企業内弁護士の所属・採用と合わせて、今後が注目される。

I 法務部門の構成と法務担当者の位置付け

[法科大学院修了者所属状況（資本金別）]

	人員分布（社）				社数			人員	
	1人	2人	3人	4人	社数	法科大学院修了者所属率	対全法科大学院修了者所属企業比率	人員	対全法科大学院修了者比率
5億円未満	3				3	3.1%	2.9%	3	2.3%
50億円未満	16	1			17	7.0%	16.3%	18	14.0%
100億円未満	14	1			15	10.1%	14.4%	16	12.4%
500億円未満	25	2			27	9.9%	26.0%	29	22.5%
1,000億円未満	13	1	2		16	21.6%	15.4%	21	16.3%
1,000億円以上	16	6	2	2	26	25.7%	25.0%	42	32.6%
全体	87	11	4	2	104	11.1%	100%	129	100%

iv) 外国の弁護士資格保有者

外国の弁護士資格保有者は、日本人、外国人合わせて370人（130社）となり、前回（平成17年）調査（270人）と比べて1.4倍弱になった。今回調査では、海外ロースクール在学中の者が39人（32社）、海外留学経験者が564人（180社）となっている。社内の海外留学制度が定着していること（問11）が外国の弁護士資格保有者の増加に反映していると考えられる。

[法務担当者の属性・資格]

	今回調査		前回調査	
	社数	人員	社数	人員
中途採用者（法務経験者）	492社（52.5%）	1,323人	388社（39.6%）	902人
日本の弁護士資格保有者 （うち弁護士事務所経験者）	93社（9.9%） （49社）	168人 （77人）	32社（5.4%） —	53人 —
日本の法科大学院修了者	104社（11.1%）	129人	—	—
日本の法科大学院在学者	13社（1.4%）	13人	20社（2.0%）	—
海外ロースクール在学者	32社（3.4%）	39人	—	—
アメリカの弁護士資格保有者 （うち日本人）	119社（12.7%）	316人 （289人）	104社（10.6%）	234人 （204人）
中国の弁護士資格保有者	17社（1.8%）	18人	10社（1.0%）	10人
外国（米中以外）の弁護士資格保有者 （うち日本人）	23社（2.5%）	36人 （12人）	15社（1.5%）	22人 —
弁理士資格保有者	27社（2.9%）	40人	20社（2.0%）	28人
司法書士資格保有者	51社（5.4%）	54人	34社（3.5%）	36人
海外留学経験者	180社（19.2%）	564人	168社（17.1%）	516人
国内大学院経験者	129社（13.8%）	199人	139社（14.2%）	249人

IV 弁護士

1 日本の弁護士資格を持った社員等

(1) 日本の弁護士会に登録している社員等の在籍の有無と在籍者数 (問55)

企業内（法務部門に限らない）の日本の弁護士会登録者の有無についてたずねたところ、次のような結果となった（問55、問55—1）。

- ① いる 14.4% (1,035社中149社、270人)
- うち、社員として 63.8% (149社中95社、182人)
 - 取締役として 12.8% (149社中19社、21人)
 - うち、社外取締役 (18社、19人)
 - 執行役として 2.0% (149社中3社、3人)
 - 監査役（もしくは監査委員）として 38.9% (149社中58社、64人)
 - うち、社外監査役 (57社、63人)
- ② いない 81.2% (1,035社中840社)
- 無回答 4.4% (1,035社中46社)

◆全体の傾向

今回調査では、企業内の日本の弁護士登録者の有無に関し、「いる」が14.4%（1,035社中149社、270人）、「いない」が81.2%（1,035社中840社）という結果となった。「いる」が前々回（平成12年）は9.0%（1,183社106社、128人）、前回（平成17年）は8.9%（1,091社中97社、141人）でほぼ増加が見られなかったが、今回調査を前回比で見ると社数で1.5倍超、人員で2倍弱となっており、急激な増加傾向があると評価すべきであろう。

[弁護士在籍状況（全体）]

	前々回調査	前回調査	今回調査
社数 (%)	106社 (9.0%)	97社 (8.9%)	149社 (14.4%)
人員	128人	141人	270人

特に、企業内の弁護士会登録者のうち、社員として在籍している比率については前々回

1 日本の弁護士資格を持った社員等

(平成12年)調査で23.6% (106社中25社、39人)、前回(平成17年)調査で38.1% (97社中37社、68人)と増加の傾向が見られていたものの、今回調査ではさらに大幅に増加し63.8% (149社中95社、182人)となった。社数・人員数ともに2.5倍超の増加であり、企業内の弁護士増加の主要因となっている。

なお、配属先については、法務部門との回答がほとんどとなっており、法律顧問のほか、法務部長、課長、法務室長、マネージャー等の管理職と思われる役職名での回答もあった。

[弁護士在籍状況 (社員)]

	前々回調査	前回調査	今回調査
社数 (%)	25社 (23.6%)	37社 (38.1%)	95社 (63.8%)
人員	39人	68人	182人

取締役や執行役としての在籍は、まだ例外的な存在ではあるものの、着実な増加が見られる。なお、現在弁護士である取締役はほとんどが社外取締役であるが、問2の法務部門に属する役員の数と企業内弁護士の増加傾向全体を考慮すると、将来が興味深い。

[弁護士在籍状況 (取締役/執行役)]

		前々回調査	前回調査	今回調査
取締役	社数 (%)	3社 (2.8%)	12社 (12.4%)	19社 (12.8%)
	人員	2人	12人 (社外11人)	21人 (社外19人)
執行役	社数 (%)	—	2社 (2.1%)	3社 (2.0%)
	人員	—	2人	3人

監査役としての在籍者は、前回(平成17年)調査時には前々回(平成12年)調査に比して減少し59人 (57.7%、97社中56社)となっていたが、人員では今回ほとんど変わらず、64人 (38.9%、149社中58社)であった。

[弁護士在籍状況 (監査役)]

	前々回調査	前回調査	今回調査
社数 (%)	80社 (75.5%)	56社 (57.7%)	58社 (38.9%)
人員	87人	59人	64人

IV 弁護士

◆証券取引別、業種別の分析

証券取引別で見ると、日本の弁護士登録者が在籍していると回答した企業は、上場企業では16.6%（662社中110社）、非上場企業では10.5%（370社中39社）と上場企業のほうが高い比率となる。

業種別で見ると、金融業34.5%、84社中29社（前回18.2%、88社中16社）をはじめ、商業14.9%、121社中18社（前回10.3%、145社中15社）、サービス業・その他13.1%、291社中38社（前回8.9%、271社中24社）、製造業11.9%、539社中64社（前回7.2%、580社中42社）といずれも増加している。

[弁護士在籍状況（業種別）]

	前回調査		今回調査	
	割合	社数	割合	社数
製造業	7.2%	42社	11.9%	64社
商業	10.3%	15社	14.9%	18社
金融業	18.2%	16社	34.5%	29社
サービス業・その他	8.9%	24社	13.1%	38社

◆「社員としての弁護士」在籍状況

社員としての在籍者数をたずねたところ、1人という回答が最も多いが（64.2%、95社中61社）、2人以上在籍している企業は社員として弁護士が在籍する企業の35.8%（95社中34社）であった。最も人数が多かったのは12人（1社、上場、資本金1,000億円以上、商業）、次いで8人（1社、非上場、資本金1,000億円以上、金融業）、7人（2社、上場・非上場会社各1社、いずれも資本金1,000億円以上、金融業・サービス業各1社）であった。この4社以外は1社当たり5人以下である。

業種別で見ると、金融業28.6%（84社中24社）、サービス業・その他8.6%（291社中25社）、商業6.6%（121社中8社）、製造業7.1%（539社中38社）に、弁護士会登録をしている社員がいるという結果であった。

今回調査では、男女別の調査も初めて行った。社員として、男性110人（69社）、女性71人（45社）となっており、一般の弁護士全体の男女比を考慮すると、女性の弁護士会登録者の多さが際立っている（2009年 弁護士登録者26,930人 うち女性4,127人（15.4%）日本弁護士連合会男女共同参画推進本部調）。女性の弁護士登録者の所属の内訳は、製造業の23人（15社）、次いで、サービス業・その他の19人（14社）となっており、1社当たりで最も多かったのは6人（1社、上場会社、1,000億円以上、商業）であった。

1 日本の弁護士資格を持った社員等

社員として在籍する弁護士の全体数の増加には、司法制度改革による弁護士数の増加の影響がうかがえる。また、女性弁護士が多い背景には、企業の組織としての労働環境が関係するものと思われる。

(2) 社内弁護士の採用経緯 (問56)

社内弁護士の採用経緯をたずねたところ(複数回答可)、全体としては各選択肢20%未満で、多岐にわたるといえる。しかし、「新卒・中途採用の採用活動」および「司法修習修了者、弁護士対象の採用活動」に対する応募を合わせると、弁護士在籍企業の36.2% (149社中54社)であった。前回(平成17年)調査では択一で今回が複数回答と質問方法が異なるので参考にとどまるが、前回調査の「採用活動への応募があった」12.4% (97社中12社)から大幅に増加した。企業内で働こうという意思をもつ弁護士有資格者の増加が見られるとあってよいと思われる。

また、「弁護士と直接交渉した」「人材紹介会社から紹介された」においても、参考値との比較ながら増加していることが注目される。

	今回調査	前回調査
会社で行う通常の新卒・中途採用の採用活動に対する応募があった	29社 (19.5%)	(採用活動に対する 応募があった)
司法修習修了者、弁護士対象の採用活動に対する応募があった	29社 (19.5%)	12社 (12.4%)
既存の社員が資格を取得した	22社 (14.8%)	12社 (12.4%)
外部の弁護士事務所(顧問事務所を含む)から派遣されている	21社 (14.1%)	9社 (9.3%)
弁護士と直接交渉した	24社 (16.1%)	4社 (4.1%)
人材紹介会社から紹介された	22社 (14.8%)	5社 (5.2%)
その他	14社 (9.4%)	10社 (10.3%)

(注) 前回(平成17年)調査の分析報告では、現在弁護士が所属していない企業も、過去に属していた可能性があることを考慮し、含めて集計していたが、今回は回答時弁護士が所属している企業に限定して集計している。

IV 弁護士

(3) 法務部門での日本の弁護士有資格者の採用意欲 (問57)

◆全体の傾向

法務部門で日本の弁護士会登録者を採用したいかたずねたところ、「是非採用したい」が3.0% (938社中28社)、「できれば採用したい」が8.1% (938社中76社) という結果となった。

	今回調査		前回調査	
	割合	社数	割合	社数
是非採用したい	3.0%	28社	1.3%	13社
できれば採用したい	8.1%	76社	11.8%	116社
応募があれば検討する	40.7%	382社	50.1%	491社
採用するつもりはない	31.0%	291社	31.1%	305社
無回答	17.2%	161社	5.7%	56社

(注) 前回 (平成17年) 調査の数値は、法務部門有りの企業に限定して再集計したため、前回調査の分析報告と数値が異なる。

前回 (平成17年) 調査と比較すると、「是非採用したい」「できれば採用したい」という、積極的な姿勢を持つ法務部門の比率は、「是非採用したい」の社数が倍増しているものの、全体としてはともに1割強 (今回11.1%、前回13.1%) であり大差はない。明確に「採用するつもりはない」という回答も、今回は31.0% (938社中291社) で前回 (平成17年) 調査の31.1%と大差のない結果であった。なお、「応募があれば検討する」が減少し、ほぼその分「無回答」が増加した点をどのように読むべきか、検討を要しよう。

◆資本金別の分析

資本金別で見ると、資本金500億円未満とそれ以上でそれぞれまとめて比較すると、法務部門の弁護士の採用に対する積極度の違いが明確になる。

[弁護士採用意欲（資本金別／前回との比較）]

		是非採用 したい	できれば 採用した い	応募があ れば検討 する	採用する つもりは ない	無回答
今回調査	500億未満	1.4%	6.4%	39.4%	33.7%	19.0%
	500億以上	9.7%	15.4%	46.9%	19.4%	8.6%
前回調査	500億円未満	0.9%	10.7%	49.3%	32.9%	6.2%
	500億円以上	3.0%	16.4%	54.5%	22.4%	3.6%

「是非採用したい」は500億円以上9.7%（175社中17社）、資本金500億円未満1.4%（762社中11社）で7倍弱もの差があり、「できれば採用したい」を含めた「積極的な姿勢」で見ると、500億円以上25.1%（175社中44社）、500億円未満7.9%（762社中60社）と3倍以上の違いとなる。「採用するつもりはない」は、500億円以上では19.4%（175社中34社）と、500億円未満の33.7%（762社中257社）より約4割も少ない。

積極度を「応募があれば検討する」までを含めた採用可能性まで広げると、500億円未満では47.2%（762社中360社）と半分に満たないのに対して、500億円以上では72.0%（175社中126社）と7割を超える数字になっている。

比較上の差もさることながら、資本金500億円以上の法務部門では弁護士の採用意欲は、1割が「是非採用」、4社に1社が「できれば採用」を含む積極姿勢、「検討する」を含む採用可能性まで見れば7割を超える程度であるということは、注記に値しよう。

この点、資本金500億円以上の企業について前回（平成17年）調査と比較すると、全体の「是非採用したい」の増加がこの層での増加であることが確認される。

◆業種別の分析

業種別で見ると、弁護士を「是非採用したい」という法務部門は、金融業で13.9%と突出して見える。しかし、資本金別とかけ合わせてみると、「是非採用したい」は資本金500億円以上の企業では、金融業22.5%（40社中9社）とならび、商業が27.3%（11社中3社）と高い数値を示す。これに「できれば採用したい」を含めた積極的な姿勢で見ると、金融業40.0%（40社中16社）、商業45.5%（11社中5社）である。

資本金500億円以上の企業で、「応募があれば考える」という採用可能性まで含めると、金融業では67.5%（40社中27社）、商業90.9%（11社中10社）、製造業80.8%（78社中63社）となり、資本金500億円以上の商業に属する企業での弁護士の採用可能性のある法務部門の

IV 弁護士

割合が際だって高い数値を示すとともに、資本金500億円以上の製造業に属する企業の法務部門では応募があれば検討する割合が高いことが浮き彫りになる。

「採用するつもりはない」を資本金500億円以上の企業の法務部門で見ると、資本金500億円以上の製造業（9.0%、78社中7社）と商業（9.1%、11社中1社）が際だって低い。一方、「是非採用したい」の割合が最も高い金融業では、「採用するつもりはない」でも22.5%（40社中9社）と製造業、商業に比して高い数値となっており、この規模の金融業の採用姿勢の2極分化が浮き彫りになる。

[弁護士の採用意欲（業種別）]

	是非採用したい	できれば採用したい	応募があれば検討する	採用するつもりはない	無回答
製造業	1.4%	7.2%	45.3%	32.1%	14.0%
500億円未満	0.7%	6.4%	41.8%	36.3%	14.7%
500億円以上	5.1%	11.5%	64.1%	9.0%	10.3%
商業	2.8%	6.6%	32.1%	36.8%	21.7%
500億円未満	0.0%	5.3%	30.5%	40.0%	24.2%
500億円以上	27.3%	18.2%	45.5%	9.1%	0.0%
金融業	13.9%	12.7%	32.9%	22.8%	17.7%
500億円未満	5.1%	7.7%	38.5%	23.1%	25.6%
500億円以上	22.5%	17.5%	27.5%	22.5%	10.0%
サービス業	2.8%	9.1%	37.9%	29.2%	20.9%
500億円未満	2.9%	6.8%	38.6%	27.5%	24.2%
500億円以上	2.2%	19.6%	34.8%	37.0%	6.5%

◆既在籍企業と未在籍企業の採用意欲の分析

問57の法務部門における日本の弁護士の採用意欲と問55の企業単位での日本の弁護士会登録者在籍の有無のクロス分析を行った。

既在籍企業では「是非採用したい」が14.5%（145社中21社）、「できれば採用」の積極姿勢を含めると35.9%（145社中52社）となる。一方、未在籍企業では、「是非採用したい」0.9%（784社中7社）、「できれば採用したい」5.7%（784社中45社）となっており、既在籍企業ではさらに採用しようとする意欲を持つ割合が高い。「応募があれば検討する」までを含めた採用可能性という点では、既在籍企業では84.1%（145社中122社）、未在籍企業では46.4%（784社中364社）となっており、その差が際だつ。この結果からは、弁護士資格

1 日本の弁護士資格を持った社員等

者の採用経験の有無が、今後の採用意欲に影響しているように見える。

さらに、問2の法務部門に弁護士がいる企業の場合には、「是非採用したい」が21.5%（93社中20社）、「できれば採用」含む積極姿勢で46.2%（93社中43社）とほぼ半分に近づき、「検討」を含む採用可能性ありでは94.6%（93社中88社）と9割を超える結果となる。

現状では資本規模や業種に偏りの見られる弁護士の所属事情であるが、少なくともこの結果を見る限り、採用経験のある法務部門で弁護士の採用が誤りだったと考えている企業は少なく、さらに採用してもよいと考える企業が多いといってもよいと思われる。

	是非採用したい	できれば採用したい	応募があれば検討する	採用するつもりはない	無回答
企業内に弁護士が在籍しない (784社)	0.9% 7社	5.7% 45社	39.8% 312社	34.9% 274社	18.6% 146社
企業内に弁護士が在籍する (145社)	14.5% 21社	21.4% 31社	48.3% 70社	11.7% 17社	4.1% 6社
法務部門に弁護士が在籍する (93社)	21.5% 20社	24.7% 23社	48.4% 45社	4.3% 4社	1.1% 1社
全体 (938社)	3.0% 28社	8.1% 76社	40.7% 382社	31.0% 291社	17.2% 161社

(4) 社内弁護士の処遇 (問58)

「社員弁護士としての処遇」(問58)から「社内弁護士の活用」(問63)までの設問については、「社員」として企業に属している日本の弁護士会登録者を「社内弁護士」と定義した上で、現在の在籍の有無を問わず採用する場合を想定し、本調査にいう「法務部門」のある企業からのみ回答を得ている。

社内弁護士の処遇についてたずねたところ、「一般社員と変わらない」が42.6%（938社中400社）、「特別の処遇をする（資格手当、特別の給与体系等）」が35.7%（938社中335社）となった。

問55によって社内弁護士がすでに在籍している企業を取り上げ、実績として見ると、57.9%（145社中84社）が「一般社員と変わらない」となっている。実態として、ほぼ6割が特別な待遇をしていないことがわかる。

問2の法務部門に弁護士が在籍している場合に限ると、「一般社員と変わらない」が69.9%（93社中65社）とほぼ7割である。

なお、社内弁護士の在籍のない企業でも、「一般社員と変わらない」との回答が、「特別な処遇をする」との回答を上回っている。

IV 弁護士

[既在籍企業と未在籍企業の比較]

	一般社員と変わらない	特別の処遇をする	無回答
企業内に弁護士が在籍しない (784社)	40.1% 314社	37.2% 292社	22.7% 178社
企業内に弁護士が在籍する (145社)	57.9% 84社	29.7% 43社	12.4% 18社
法務部門に弁護士が在籍する (93社)	69.9% 65社	29.0% 27社	1.1% 1社
全体 (938社)	42.6% 400社	35.7% 335社	21.6% 203社

◆事務所経験のある弁護士とない弁護士の処遇の比較

問2の回答に基づいて、事務所経験のある弁護士がいる法務部門と、事務所経験のない弁護士がいる法務部門で、社内弁護士の処遇を比べると、事務所経験のある弁護士がいる法務部門では半分超の54.5% (49社中29社) が「一般社員と変わらない」、約3割の31.8% (49社中20社) が「特別な処遇をしている」という結果となった。

一方、事務所経験のない弁護士がいる法務部門では、82.1% (56社中46社) が「一般社員と変わらない」となっており、事務所経験のある弁護士に比べて、特別な処遇をしているという割合が低い。

	一般社員と変わらない	特別の処遇をする	無回答
事務所経験あり (49社)	54.5%	31.8%	13.6%
事務所経験なし (56社)	82.1%	16.1%	1.8%

(注) 事務所経験のある弁護士とない弁護士の両方がいる企業があるため社数の合計は弁護士が法務部門に在籍する企業数93社より多くなる。

◆資本金別の分析

資本金別で見ると、社内弁護士が在籍している企業のうち資本金1,000億円以上の企業では74.0% (50社中37社) が「一般社員と変わらない」という結果となっており、資本金1,000億円未満の企業に比べて、特別扱いをしないという割合が高い。

社内弁護士の在籍しない企業でも、資本金1,000億円以上の企業では、「一般社員と変わらない」が58.8% (51社中30社) と、資本金1,000億円未満の企業より高い割合となっている。

1 日本の弁護士資格を持った社員等

[社内弁護士の処遇（資本金別）]

		一般社員と変わらない	特別の処遇をする	無回答
弁護士が在籍する	5億未満	50.0%	33.3%	16.7%
	50億未満	36.8%	36.8%	26.3%
	100億未満	66.7%	22.2%	11.1%
	500億未満	50.0%	35.0%	15.0%
	1,000億未満	52.4%	38.1%	9.5%
	1,000億以上	74.0%	20.0%	6.0%
	計	57.9%	29.7%	12.4%
弁護士が在籍しない	5億未満	38.2%	38.2%	23.6%
	50億未満	33.0%	42.5%	24.4%
	100億未満	34.1%	39.9%	26.1%
	500億未満	44.8%	35.8%	19.4%
	1,000億未満	49.1%	32.1%	18.9%
	1,000億以上	58.8%	17.6%	23.5%
	計	40.1%	37.2%	22.7%

(5) 社内弁護士の弁護士会費の負担（問59）

社内弁護士の弁護士会費の負担についてたずねたところ、全体では、「全額会社負担」が37.5%（938社中352社）で最も多い。「一部会社負担」が19.2%（938社中180社）であり、これらを合わせると、何らかの形で企業が負担するという割合は56.7%（938社中532社）と半数を超えており、「全額本人負担」は18.2%（938社中171社）となった。

	全額会社負担	一部会社負担	全額本人負担	無回答
全体 (938社)	37.5% 352社	19.2% 180社	18.2% 171社	25.1% 235社
弁護士在籍なし (784社)	34.3% 269社	21.4% 168社	17.7% 139社	26.5% 208社
弁護士在籍あり (145社)	56.6% 82社	8.3% 12社	21.4% 31社	13.8% 20社
法務部門に弁護士が在籍 (93社)	71.0% 66社	6.5% 6社	20.4% 19社	2.2% 2社

IV 弁護士

社内弁護士が在籍している企業では、「全額会社負担」が56.6%（145社中82社）と半数を超えて、全体より多くなっているが、全額本人負担は21.4%（145社中31社）と全体と大きな差はなかった。

法務部門に弁護士が在籍している企業では、71.0%（93社中66社）が「全額会社負担」とし、「全額本人負担」は20.4%（93社中19社）となっている。

問58の社内弁護士の処遇で、法務部門に属する弁護士の処遇が「一般社員と変わらない」との割合が高い一方で、弁護士会費を一部でも会社負担にするという企業が大半で、7割が全額負担であるということから、弁護士会費は本人の処遇としてではなく、弁護士を雇用する経費として考慮しているという動向が浮き彫りになった。

◆資本金別、業種別の分析

資本金別で見ると、「全額会社負担」との回答は、資本金500億円以上の企業で52.6%（175社中92社）と比率が高くなる傾向が見られる。弁護士が在籍している資本金1,000億円以上の企業では、「全額会社負担」が70.0%（50社中35社）になった。

業種別で見ると、すべての業種で全額会社負担が最も多いが、金融業が全額会社負担の比率が高い。弁護士が在籍している企業で見ると、金融業では75.9%（29社中22社）が何らかの形で企業が負担すると回答している。

◆事務所経験のある弁護士とない弁護士の比較

問2の回答に基づいて、事務所経験がある弁護士がいる法務部門と事務所経験のない弁護士がいる法務部門で、弁護士会費の負担の違いを見ると、事務所経験のない弁護士がいる法務部門の場合に「全額会社負担」76.8%（56社中43社）となっており、事務所経験のある弁護士がいる法務部門の場合より高い割合を示す。

	全額会社負担	一部会社負担	全額本人負担	無回答
事務所経験あり（49社）	69.4%	6.1%	22.4%	2.0%
	34社	3社	11社	1社
事務所経験なし（56社）	76.8%	5.4%	16.1%	1.8%
	43社	3社	9社	1社

(6) 社内弁護士の弁護士活動について (問60~62)

i) 社内弁護士の弁護士会活動 (問60)

社内弁護士の弁護士会活動について、「当番弁護士・法律相談」「弁護士会の委員会活動」「国選弁護人」の考え方をたずねたところ、次のような結果となった。

[当番弁護士・法律相談]

	積極的に活動させる	本人の判断に任せる	業務に影響のない範囲で認める	認めない	無回答
全体 (938社)	4.4%	10.4%	53.2%	9.1%	22.9%
	41社	98社	499社	85社	215社
弁護士在籍あり (145社)	4.1%	22.8%	51.0%	8.3%	13.8%
	6社	33社	74社	12社	20社

[弁護士会の委員会活動]

	積極的に活動させる	本人の判断に任せる	業務に影響のない範囲で認める	認めない	無回答
全体 (938社)	4.2%	13.1%	55.7%	4.4%	22.7%
	39社	123社	522社	41社	213社
弁護士在籍あり (145社)	6.9%	22.1%	57.2%	0.0%	13.8%
	10社	32社	83社	0社	20社

[国選弁護人]

	積極的に活動させる	本人の判断に任せる	業務に影響のない範囲で認める	認めない	無回答
全体 (938社)	1.9%	11.1%	44.5%	19.1%	23.5%
	18社	104社	417社	179社	220社
弁護士在籍あり (145社)	2.1%	23.4%	44.8%	15.2%	14.5%
	3社	34社	65社	22社	21社

社内弁護士の弁護士活動については、全体として「業務に影響のない範囲で認める」と

IV 弁護士

いう企業が多い。すでに社内弁護士の在籍がある企業では、各項目で「本人の判断に任せる」という回答が全体よりも高くなっていることから、実際の場面では具体的な内容については社内弁護士本人の考えや判断が重視されているものと思われる。

なお、「全面的に認めない」という回答は、「委員会活動」は4.4%（938社中41社）だが、「当番弁護士・法律相談」では9.1%（938社中85社）になり、「国選弁護士」については19.1%（938社中179社）となっている。

ii) 社内弁護士の業務外の弁護士活動（問61）

社内弁護士が、個人として相談を受けたり、事件を受任するなど、企業の業務外で弁護士活動を行うことについてたずねたところ、「認めない」という回答が34.4%（938社中323社）で最も多かった。社内弁護士がすでに在籍している企業では、42.1%（145社中61社）が「認めない」と回答している。

とはいえ、「業務に影響のない範囲で認める」「勤務時間外の活動であれば認める」を合わせると、「認める」との回答が、全体でも既在籍企業でも30%を超える結果となった。

資本金別で見ると、資本金500億円以上の企業では業務外の弁護士活動を認めない傾向が強くなり、業種別で見ると、金融業において他の業種よりも認めない傾向が強い。

	本人の判断に 任せる	業務に影響の ない範囲で認 める	勤務時間外の 活動であれば 認める	認めない	無回答
全体 (938社)	4.1%	17.7%	21.1%	34.4%	22.7%
	38社	166社	198社	323社	213社
弁護士在籍あり (145社)	9.0%	15.2%	19.3%	42.1%	14.5%
	13社	22社	28社	61社	21社

iii) 社内弁護士の弁護士会の研修への参加（問62）

社内弁護士の弁護士会の研修への参加についてたずねたところ（複数回答可）、全体ではばらつきが見られるが、弁護士の既在籍企業では、「受講科目は本人の判断に任せる」が61.4%（145社中89社）と突出している。

1 日本の弁護士資格を持った社員等

	受講科目は本人の判断に任せる	業務に関係のあるものを中心に受講させる	弁護士会の研修以外でも、業務に必要なもので、弁護士会の研修単位に認定される可能性のあるものを受講させる	無回答
全体 (938社)	32.7% 307社	32.8% 308社	15.6% 146社	23.8% 223社
弁護士在籍あり (145社)	61.4% 89社	22.8% 33社	7.6% 11社	13.1% 19社

(7) 社内弁護士の法務部門での活用 (問63)

社内弁護士を法務部門の業務でどのように活用しているかたずねたところ（複数回答可）、「専門の見地からのメモランダムや契約書などのドラフト・起案」との回答が全体で53.3%（938社中500社）、弁護士既在籍企業で61.4%（145社中89社）と最も多く、次いで、「社内の法務教育の講師（法務部門内外を問わず）」が全体で47.9%（938社中449社）、弁護士既在籍企業で50.3%（145社中73社）となった。

社内弁護士を調停・訴訟案件の代理人に起用するとの企業は、全体で20%前後であるが、弁護士既在籍企業では、それに比べると小さな割合になる。

	全体		弁護士在籍あり	
簡易裁判所での訴訟時の代理人	22.7%	213社	14.5%	21社
簡易裁判所以外での訴訟時の代理人	25.3%	237社	19.3%	28社
調停時の代理人	18.8%	176社	13.1%	19社
弁護士守秘特権の利用	13.4%	126社	17.2%	25社
専門の見地からのメモランダムや契約書などのドラフト・起案	53.3%	500社	61.4%	89社
社内の法務教育の講師（法務部門内外を問わず）	47.9%	449社	50.3%	73社
コンプライアンス関係の指導・助言	39.1%	367社	40.7%	59社
外部弁護士の管理	9.5%	89社	15.2%	22社
顧問弁護士や外部弁護士からの意見書・鑑定書や各種アドバイスに関するチェック機能	28.4%	266社	34.5%	50社
法曹界人脈を活用した情報収集・ロビイング活動やネットワーク構築	16.6%	156社	24.8%	36社
その他	2.8%	26社	8.3%	12社

IV 弁護士

今回調査において、社内弁護士が大幅に増加しているが、前回（平成17年）調査と同様、必ずしも調停や訴訟といった法廷中心の活動に期待しているのではなく、「専門的な見地からのメモや契約書のドラフト」（53.3%、938社中500社）、「社内の法務教育の講師」（47.9%、938社中449社）、「コンプライアンス関係の指導・助言」（39.1%、938社中367社）などの活動が期待されていることがわかる。こうした傾向はすでに社内弁護士が在籍している企業ではより明らかで、上記に加えて「顧問弁護士や外部弁護士からの意見書・鑑定書や各種アドバイスに関するチェック機能」、「法曹界人脈を活用した情報収集・ロビイング活動やネットワーク構築」といった項目も全体より高くなっている。

資本金別・業種別で見ると、製造業における「弁護士守秘特権の利用」が高い傾向があるが、その他は資本金規模、業種で傾向の顕著な差異はない。

◆調停・訴訟案件の委任における社内・社外の弁護士の使い分け基準（問63—1）

問63で社内弁護士を調停・訴訟案件の代理人に起用すると回答した企業（286社）に対して、調停・訴訟案件の委任に際し社内の弁護士と社外の弁護士をどのような基準で使い分けるかについてたずねたところ（複数回答可）、「案件の相手方（対一般企業、消費者等）」が55.9%、「案件の金額」が47.9%となっており、「その他」が26.2%となった。

① 案件の金額	47.9%（286社中137社）
② 案件の相手方（対一般企業、消費者等）	55.9%（286社中160社）
③ その他	26.2%（286社中75社）
無回答	3.1%（286社中9社）

2 海外の弁護士資格を持った社員等

(1) 海外の弁護士資格を持った社員等の在籍の有無と在籍者数（問64）

海外の弁護士資格を持った社員等の有無についてたずねたところ、次のような結果となった（問64、問64—1）。

① いる	14.3%（1,035社中148社、440人）
うち、社員として	88.5%（148社中131社、428人）
取締役として	2.7%（148社中4社、4人）
うち、社外取締役	（0社、0人）
執行役として	4.7%（148社中7社、7人）

監査役として 0.7% (148社中1社、1人)
うち、社外監査役 (0社、0人)

- ② いない 76.1% (1,035社中788社)
無回答 9.6% (1,035社中99社)

今回調査では、海外の弁護士資格を持った社員などが在籍して「いる」という企業は14.3%、「いない」が76.1%となった。前回(平成17年)調査では、「いる」が11.7% (1,091社中128社、331人)、「いない」が82.0% (1,091社中895社)であったのに比べると、企業数の割合では横ばいであるが、海外の弁護士資格保持者の人員で3割の増加が見られる。

社員として在籍する場合について見ると、日本の弁護士会登録者の95社182人に比べ、海外の資格の保持者は131社428名が在籍しており、海外の資格保持者の在籍は日本の資格保持者に比べ、企業数比較にして1.4倍、人員比較で2.4倍となっている。前回(平成17年)調査では、企業数比較にして3.3倍、人員比較で4.7倍であったことから、この5年間で急速に差が縮まったといえる。

資本金別で見ると、資本金が500億円以上1,000億円未満の企業で32.5% (77社中25社)、資本金1,000億円以上で53.3% (105社中56社)の企業に海外資格の保持者が在籍している。業種別で見ると、金融業で26.2% (84社中22社)、製造業で15.6% (539社中84社)、サービス業・その他で10.3% (291社中30社)、商業で9.9% (121社中12社)となっている。

[資本金別]

	いる	いない	無回答
5億円未満	6.9%	87.1%	6.0%
50億円未満	4.2%	83.3%	12.5%
100億円未満	4.9%	83.3%	11.7%
500億円未満	13.2%	78.7%	8.0%
1,000億円未満	32.5%	59.7%	7.8%
1,000億円以上	53.3%	39.0%	7.6%

IV 弁護士

[業種別]

	いる	いない	無回答
製造業	15.6%	77.6%	6.9%
商業	9.9%	76.9%	13.2%
金融業	26.2%	60.7%	13.1%
サービス業・その他	10.3%	77.7%	12.0%

(2) 海外の弁護士資格保持者の採用意欲 (問65)

法務部門で海外の弁護士有資格者を採用したいかたずねたところ、次のような結果となった。

	今回調査		前回調査	
	割合	社数	割合	社数
是非採用したい	1.8%	17社	1.4%	15社
できれば採用したい	4.5%	42社	8.0%	87社
応募があれば検討する	38.3%	359社	41.8%	456社
採用するつもりは無い	40.3%	378社	38.6%	421社
無回答	15.1%	239社	10.3%	112社

海外の弁護士有資格者の採用意欲については、「是非採用したい」は1.8% (938社中17社) で、前回 (平成17年) 調査の傾向と大きな変化は見られなかった。とはいえ、「できれば」までを含む積極姿勢では前回調査の9.3%から今回調査では6.3% (938社中59社) と減少しており、「検討」までの採用可能性までで見ると前回調査の51.1%から今回調査では44.6% (938社中418社) と減少している。

資本金別で見ると、「是非採用したい」「できれば採用したい」の積極姿勢の合計は、前回 (平成17年) 調査と同様、1,000億円未満では10%に満たないのに対して、1,000億円以上の企業では19.8% (101社中20社) となり、資本金規模が大きな企業ほど採用意欲が高く、日本の弁護士会登録者の場合と同様の傾向を示している。業種別で「是非採用したい」「できれば採用したい」の積極姿勢の合計を見ると、金融業が10.1% (79社中8社) となるのに対して、製造業が6.4% (499社中32社)、商業が5.7% (106社中6社)、サービス業・その他が5.1% (254社中13社) となっている。